

回 答

団体名 (障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議)

(要望項目)【障害者施策全般に関する要求項目】

2. 団体応接の持ち方について

大阪府との当団体との応接は 30 年以上に渡って、障がい福祉室からは各課長が出席してきたが、2021 年度から課長が全員欠席するようになった。私たちの団体応接は、多くの障害当事者が参加する形で行っているが、その理由は「不十分な制度状況の中で、地域で生活する障害者の切実な声を、真摯に直接聞いてもらうこと」が施策を創る基礎になると考えているからである。障害福祉制度を不正に若しくは不適切に利用する悪徳事業所の影響によって、厳しい状況を強いられている当事者の声を、直接聴き・感じることの意義を捉え直し、課長職の応接出席を強く求める。

(回答)

- 広聴事案については、府として回答できる者が対応すべきものと認識しており、すべての項目において必ず課長が対応すべきものではなく、その内容に応じて適切な職階の者がお答えするものです。
- 今回の要求にかかる項目については、それぞれの事案における実態をより把握している者が対応することが適切と判断したところであり、お示しの「障害福祉制度を不正に若しくは不適切に利用する悪徳事業所の影響」についても、この応接等を通して現場の状況をお聞かせいただき、必要に応じて府の施策に反映するよう努めてまいります。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

回 答

団体名 （ 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議 ）

（要望項目）【介護に関する要求項目】

1. 障害者の入院時の課題

(2) 重度訪問介護利用者以外でも、入院時の支援が必要な人がたくさんいることを踏まえて、府内全市町村に対して入院時サポート制度を実施するよう強く働きかけること。

（回答）

○ 入院時の意思疎通支援については、平成 28 年 6 月 28 日付け障企発 0628 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知「意思疎通を図ることに支障がある障害者等の入院中における意思疎通支援事業（地域生活支援事業）の取扱いについて」（以下「国通知」という。）において、「入院中においても、入院先医療機関と調整の上で、意思疎通支援事業の利用が可能である」旨明示されていることから、意思疎通支援事業の対象とされています。

○ 意思疎通支援事業については、障害者総合支援法第 77 条により地域生活支援事業として、市町村が実施することとされており、現在、府内の 12 市で実施されています。

○ 府においては、市町村に対し、国通知を踏まえた事業の周知を今後とも行ってまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

福祉部 障がい福祉室 自立支援課

回 答

団体名 (障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議)

(要望項目)【介護に関する要求項目】

4. 介護保険との併給課題

- (2) また、併給トラブルの未然防止に向け、適切な非定型協議を積極的に活用することや、障害福祉サービスを多く使う障害者については障害者相談支援を必要な期間、併給するように市町村に対して働きかけること。

(回答)

- 国通知「介護給付費等の支給決定等について」第4の5(1)において、「「非定型」の支給決定を行うに当たっては、支給決定案について市町村審査会の意見を聴いた上で個別に適切な支給量を定めること」とされています。
- また、国事務連絡「相談支援に係るQ&Aの一部改正について」の問33「介護保険制度のケアプラン作成対象者の場合であって、障害福祉サービス固有の重度訪問介護による外出支援等、障害福祉の観点からその必要性や支給量について判断する必要がある場合については、サービス等利用計画の作成対象者として良いか。」の回答において、「市町村が支給決定に当たってサービス等利用計画案の作成が必要と認める場合には、作成対象者として差し支えない。「市町村が必要と認める場合」とは、基本的には、介護保険のケアマネジャーが障害福祉サービスも含めたプランを作成すべきであるが、ケアマネジャーだけでプランを作成するのが困難な場合等を想定している。」とされています。
- 府においては、国通知等を踏まえ、引き続き適切な支給決定を行うよう市町村に働きかけてまいります。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

回 答

団体名 （ 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議 ）

（要望項目）【介護に関する要求項目】

4. 介護保険との併給課題

- (3) 同時に、介護保険関係者と障害福祉関係者が適切なケアプラン作成まで確実に理解できるよう介護保険事業者（＝ケアマネージャー）、相談支援事業者（＝相談支援専門員）に対する研修を障害当事者も参画して具体的な事例を挙げて更に強化すること。

（回答）

- 相談支援従事者と介護支援専門員との連携について、研修のニーズが高いことから、令和5年度の相談支援従事者向けの専門コース別研修に、「介護支援専門員との連携コース」を新たに追加し、実施したところです。
- 今年度も相談支援専門員と介護支援専門員との連携促進を図るための同研修の実施を予定しており、昨年度の研修内容を精査し、現場のニーズを踏まえた研修体制を強化してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

福祉部 高齢介護室 介護事業者課

回 答

団体名 （ 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議 ）

（要望項目）【介護に関する要求項目】

4. 介護保険との併給課題

- (4) 盲ろうや強度行動障害、医療的ケア、重度心身障害、高次脳機能障害等の障害者が、介護保険対象者となった時には、サービスが利用できなくなることを回避するために、一律に介護保険併給を求めるのではなく、引き続き障害福祉サービスで対応を可能とするよう、全市町村に対して周知徹底すること。

（回答）

- 国事務連絡「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について」において、「市町村は、介護保険の被保険者である障がい者から障がい福祉サービスの利用に係る支給申請があった場合は、個別のケースに応じて、当該障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か等について、申請に係る障がい福祉サービスの利用に関する具体的な内容(利用意向)を聴き取りにより把握した上で、適切に判断すること」とされています。
- また、令和5年6月30日付けで発出された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項及び運用の具体例等について」において、「申請に係る障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスにより必要な支援を受けることが可能と判断される場合であっても、当該サービスの利用について介護保険法の規定による保険給付が受けられない場合や介護保険サービスの支給量・内容では十分なサービスが受けられない場合には、介護給付費等を支給するなど、適切な運用に努められたい。その際、障がい福祉サービスの利用を認める要件として、一定の要介護度や障がい支援区分以上であること、特定の障がいがあることなどの画一的な基準のみに基づき判断することは適切ではなく、障がい福祉サービスを利用する障がい者について、介護保険サービスへの移行を検討する際には、個々の障がい者の障がい特性を考慮し、必要な支援が受けられるかどうかという観点についても検討した上で、支給決定を行うこと」とされています。
- 府においては、従前より国事務連絡等を踏まえ、必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否か等を適切に把握するとともに、介護保険の給付だけでは適切な支援が受けられない場合は、当該部分について個別ケースごとに実情を十分聞き取った上で適切な自立支援給付の支給決定を行うよう、これ

回 答

団体名 (障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議)

までも市町村に助言を行っているところですが、引き続き市町村に対し働きかけてまいります。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

福祉部 高齢介護室 介護支援課

回 答

団体名 (障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議)

(要望項目)【介護に関する要求項目】

6. 盲ろう者の通訳・介助、高齢化課題への対応について

(1) 国に対して通訳・介助制度の個別給付化ならびに日中活動も含め場面を問わず利用できる長時間派遣、高齢化対応での二人派遣の実現を求めること。

(回答)

○ 今年度も、現在の各地域における支援の水準を確保し、安定的に事業が実施できるよう、個別給付の検討を含む必要な財源確保を図るよう、「国の施策並びに予算に関する提案・要望」をはじめ、様々な機会で要望しています。

○ 府においては、盲ろう者通訳・介助者派遣事業は、盲ろう者の地域での暮らしに不可欠であることから、一人あたりの派遣時間の上限（年 1,080 時間＝月 90 時間）を全国最高水準としているところです。また、通訳・介助の派遣の対象から「通勤、就業その他の反復継続的な活動に係るものである場合又は別の手段により通訳・介助を受けることができる場合を除く」としていますが、総合支援法に基づく指定障害福祉サービスに係るものについては、「当該通所のための介助及び 1 日当たりの当該サービス利用時間のうち 1 時間に係る通訳」は対象とする旨、派遣事業実施要綱に特別に定めて派遣を実施しています。

○ また、「1 枚の利用券に対して、1 人の通訳・介助者を派遣する。ただし、1 回当たりの通訳・介助者の派遣時間が概ね 1 時間 30 分を超え、かつ、通訳しようとする情報の量が多いと認められる場合は、1 枚の利用券に対して、2 人の通訳・介助者を派遣することができる」と定めているところです。

○ 国においては、同行援護との同時利用も可能であるとされており、また国の令和 2 年 9 月 23 日付け事務連絡「介護サービス事業所・施設における盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の取扱いについて」を受け、府においても、盲ろう者が介護サービス事業所・施設において介護サービスを利用する場合は、「大阪府盲ろう者通訳・介助者」を派遣し、通訳の支援を行うことは差し支えないと整理し、市町村説明会や事業者等集団指導などで周知しております。

○ 今後とも、こうした取り組みを継続し、安心・安全な通訳・介助の実施に努めてまいります。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 自立支援課

回 答

団体名 (障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議)

(要望項目)【グループホームに関する要求項目】

1. 第6次大阪府障がい者計画に向けてと大阪府の具体策、および国への要望について

- (1) 良質なサービス提供事業者が、これ以上運営が厳しくならないよう、前回の報酬改定等この間の引き下げを、大きく上回る報酬改定を来年行うよう、国に強く求めること。

(回答)

- 府においては、報酬改定に伴う課題等について、様々な機会を通じ、障がい当事者の方や事業者からのご意見を踏まえ、制度の改善等について、必要に応じて、国へ要望してきたところです。

- 今後とも、障がい福祉サービスにおける人員配置基準や報酬額について必要な改善を図るよう国に要望してまいります。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

回 答

団体名 （ 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議 ）

（要望項目）【グループホームに関する要求項目】

1. 第6次大阪府障がい者計画に向けてと大阪府の具体策、および国への要望について

- (6) 近年、営利優先の事業所や大規模事業所の急増により、人材育成や研修体制の整備、キャリア形成支援に十分な投資を行わず、経験の浅い職員のみで運営される事業所も見受けられる。こうした状況は支援の質の低下や虐待、不適切支援の要因ともなり得ることから、大阪府内のグループホームにおける人材不足の実態を把握し、質の高い支援を担う人材の確保・育成、定着支援を含めた総合的な施策を検討すること。

（回答）

【府内事業所の状況について】

- 共同生活援助として指定している事業所数は、令和8年4月1日現在で、1,727事業所で、うち174事業所が府所管の事業所となっています。令和7年4月1日から比較すると、府域全体で132事業所、府所管で18事業所の増であり、それぞれ約8%、約12%の増となっています。
- 令和8年2月に、指定共同生活援助の適切な運営を確保するため、指定共同生活援助事業者向けの「共同生活援助における運営や支援に関するガイドライン」とともに、指定共同生活援助事業所に係る新規指定及び運営状況の把握・指導の際の留意事項が示されたところです。
- 府においては、指定共同生活援助事業者に対して、ガイドラインを周知するとともに、留意事項を踏まえ、府内指定権者とも連携を図りつつ、適切な対応を行ってまいります。

【人材の確保・育成等について】

- グループホームでの支援を行う上で必要な知識を得ることを目的として、府では独自に、グループホームに世話人等として従事する方を対象としたグループホーム世話人等研修を毎年実施し、世話人等の支援力向上に取り組んでいるところです。
- 一方で、グループホームだけでなく、障がい福祉に携わる人材の確保・育成には課題があると認識しています。

回 答

団体名 （ 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議 ）

- そのため、令和7年度から、大阪府障がい福祉人材確保事業において、障がい福祉の仕事の魅力発信や、職場体験事業などを実施しているところです。
- 引き続き、グループホームを含めた障がい福祉に携わる人材の確保・育成等に向け、取り組んでまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

回 答

団体名 （ 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議 ）

（要望項目）【グループホームに関する要求項目】

1. 第6次大阪府障がい者計画に向けてと大阪府の具体策、および国への要望について

(12) 大規模化がグループホームの質低下の大きな要因となっていることをふまえ、また国連の勧告にもとづき、入所施設解体にむけた目標設定とグループホームのあり方の検討を行なうよう国に強く求めること。また8人以上は大規模減算の対象であることをふまえ、定員を7人以下、最終的には4人から5人までとする等、段階的にでも引き下げよう、法令整備の検討を国に求めること。

（回答）

○ 「大阪府指定共同生活援助事業の指定に関する取り扱い方針」に基づき、同一事業者が一つの敷地内に専らグループホームに供することを目的とする建物を設置する場合は、その定員の総数は、原則として、10名を超えないよう、働きかけを行っているところです。

○ また、入所施設や病院から地域生活への移行を促進するため、障がい者の地域生活を支えるグループホームの機能強化や基本報酬の見直し等について、国に要望しています。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

回 答

団体名 （ 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議 ）

（要望項目）【グループホームに関する要求項目】

2. グループホームの物件確保策、コンフリクトへの対策について

(1) グループホームにおける重度障害者の支援の拡充のため、「大阪府重度障がい者グループホーム等整備事業費補助金」を、継続・恒久化すること。

（回答）

- 「大阪府重度障がい者グループホーム等整備事業費補助金」については、重度障がい者の地域移行をより推進していく観点から、障がい者の地域生活を支援する既設のグループホーム等を対象に、重度障がい者の受入れに必要な環境整備に係る費用を助成するため、令和 5 年度より府独自事業として実施しているところです。
- 本補助金については、令和 7 年 7 月に開催した「大阪府障がい者自立支援協議会基盤整備促進ワーキンググループ」でのご意見も踏まえ、重度障がい者を受け入れるためには、援護の実施者である市町村が地域の状況を把握し、重度障がい者の受入れに必要な環境を整備していくことが重要であることから、今年度は、障がい特性等のアセスメント及び関係機関との協議・連携を図って実施する事業所を補助の対象としています。
- 次年度以降、補助事業所からの実績報告を基に、府よりそのプロセスを府内市町村に情報共有し、事例の横展開を図ることで、重度障がい者の地域移行や地域生活継続の方策を検討していただくよう働きかけてまいります。
- また、グループホームにおいて、重度障がい者を受け入れるためには、職員のスキルアップの取組みと併せて、一人ひとりの障がい特性に合わせた環境整備が必要となることから、重度障がい者や高齢障がい者の地域生活を継続するため、国に対して、グループホームにおける設備の拡充、ハード整備充実のための財政支援を要望しているところです。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

回 答

団体名 (障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議)

(要望項目)【グループホームに関する要求項目】

2. グループホームの物件確保策、コンフリクトへの対策について
- (3) 大阪府営住宅、および政令市を含む大阪府下市営・町営住宅の建て替え計画、ならびに該当住宅におけるグループホームの利用状況、および対応状況を明らかにすること。

(回答)

【府営住宅について】

- 大阪府営住宅の建替えについては、『大阪府営住宅ストック総合活用計画』において良質なストック形成に資する事業として実施し、事業実施計画において令和12年度までに事業着手する団地を定めています。
- 府営住宅のうち『大阪府営住宅ストック総合活用計画』で建替えに位置づけられた住宅におけるグループホームの利用状況等は以下のとおりです。

(令和8年6月30日現在)

	住宅名	グループホーム数		住宅名	グループホーム数
1	桜塚	3	12	狭山	2
2	千里古江台	3	13	金岡東第3	2
3	千里桃山台	2	14	八田西町	2
4	茨木安威	4	15	堺高松	6
5	牧野北	3	16	宮山台第1	2
6	村野	13	17	宮山台第4	1
7	寝屋川打上	4	18	桃山台1丁	2
8	交野梅ヶ枝	4	19	岸和田田治米	1
9	交野藤ヶ尾	7	20	貝塚久保	1
10	松原一津屋	5	計		69
11	松原立部	2			

【市町営住宅について】

- グループホーム事業に活用している市町営住宅は、次の表のとおりで、全部で32団地、99戸となっています。

(令和8年3月31日現在)

回 答

団体名 (障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議)

事業主体 名	住宅名	グループホーム 戸数	事業主体 名	住宅名	グループホーム 戸数
大阪市	住吉	7	堺市	小阪住宅	4
	鶴町第3	4	豊中市	三国	1
	中津	3 (3)	吹田市	千里山東住 宅	2
	日之出北	3		千里山西住 宅	2
	矢田北	2	門真市	門真四宮住 宅	5
	八幡屋第2	1	大東市	大東寺川住 宅	2
	加島中	4 (2)		大東南郷住 宅	2
	井高野第6	2		大東北新町 住宅	1 2
	長吉出戸西	5	高石市	富木南住宅	4
	南江口第2	4	和泉市	繁和第二住 宅	2
	西喜連第3	2		旭第一団地	5 (5)
	長吉長原東	3		旭第二団地	2 (2)
	上住吉	2		幸団地	3 (3)
	秀野西	3		幸第二団地	1
	淡路	1	計		99 (15)
	野中北	2			
	加島	2			
	加島南第2	2			

建替計画のある住宅には下線を付しています。

() 内は、建替事業により移転が必要なグループホームの数です。

(回答部局課名)

都市整備部 住宅建築局 居住企画課

都市整備部 住宅建築局 住宅経営室 経営管理課 (下線部について回答)

都市整備部 住宅建築局 住宅経営室 住宅整備課 (下線部について回答)

回 答

団体名 (障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議)

(要望項目)【グループホームに関する要求項目】

2. グループホームの物件確保策、コンフリクトへの対策について

- (4) 公営住宅利用グループホームが建替えに際し新築への入居から排除されることのないよう、「目的外使用」の見直しを国に要望するとともに、個別事例において適切な対応を図ること。

(回答)

- 障がい者の地域生活への移行を促進させるためには、住まいの場の確保が必要であり、既存の府営住宅におきましても、グループホーム用住戸として積極的に、そのあっせんを行っているところです。
- グループホームが入居する府営住宅が建替えとなった場合につきましては、当該グループホームが引き続き建替え団地においても入居いただけるよう努めてまいります。

(回答部局課名)

都市整備部 住宅建築局 住宅経営室 経営管理課
都市整備部 住宅建築局 住宅経営室 住宅整備課

回 答

団体名 (障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議)

(要望項目)【グループホームに関する要求項目】

2. グループホームの物件確保策、コンフリクトへの対策について

(5) 入居者の障害支援区分の変更や入居者の変更による消防法上の6項ハからロへの変更にあたっては、必要十分な移行期間を検討すること。また即時の違反公表の対象としないこと。

(回答)

○ 障がい者が住み慣れた生活の場で引き続き安全に安心して暮らしていけるよう、厚生労働省から消防法令を所管している総務省に対し、施設等とは異なる障がい者グループホームの実情を伝えたうえで、小規模なグループホームに見合った形での消防法令の見直し(火災等が発生した際の安全性等を担保できる場合は、スプリンクラー設備を免除できる要件の見直し)について働きかけるよう要望しているところです。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

回 答

団体名 (障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議)

(要望項目)【地域移行・地域生活に関する要求項目】

1. 地域移行支援の報酬等に関して

重度化・高齢化に対応した地域移行支援の充実に向け、国に対して以下要望すること。

- ・重度障害者の地域移行支援報酬を設定することや、体験中の重度訪問介護・行動援護の併用を強く求めること。さらに地域移行支援契約前の「前段階支援」として体験外出等の仕組みの制度化、体験加算 15 日制限の撤廃と増額、施設・病院への交通費保障も引き続き要求すること。
- ・重度の障害があっても地域移行ができる地域移行ができるよう、グループホーム等の受け皿を拡充すること。また 65 才以上となる地域移行者の場合、退院後は介護保険利用となる方も多いため、障害特性をふまえて柔軟に障害福祉サービスが利用できるように確認すること。

(回答)

- 地域移行支援の支給決定までの働きかけでの報酬上の評価や支給決定前の「地域生活の体験」や「体験宿泊」の利用や遠方の施設や病院に働きかけを行う際の交通費の加算など、実情にあったきめの細かい支援ができるよう、国に対し、報酬上の改善を求めているところです。
- また、本府では、令和6年度から、府独自の補助事業「大阪府地域生活推進事業費補助金」を実施し、府内で、障がい者の地域生活の継続及び地域移行の推進に取り組む団体を補助することとしています。本補助事業の中では、施設入所者を対象に、現在の報酬体系にはない、地域生活に向けた地域体験等のアプローチ等について支援するといった、施設や事業所間が連携したモデル事業を実施しており、令和8年度においても引き続き実施しているところです。
- その結果について、本府において、地域生活推進に向けた有効なサービスや支援の在り方を分析・検証し、大阪府障がい者自立支援協議会地域支援推進部会基盤整備促進ワーキングでの意見を踏まえ、必要な報酬改定等を国に求めていくこととしております。
- さらに、本府では、重度障がい者の地域移行をより推進していく観点から、重度障がい者を受け入れ地域生活を支援するグループホーム等の拡充が重要と認識しています。また、令和5年3月に大阪府障がい者自立支援協議会の報告書「地域に

回 答

団体名 （ 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議 ）

おける障がい者等への支援体制について」においても、重度化・高齢化に対応した生活環境の整備として、障がい特性に応じた支援を行うための個室化の推進など、生活の質を高める取組の必要性に言及されていることから、令和 5 年度より重度障がい者の受入れに必要な環境整備に係る費用を助成する府独自事業「大阪府重度障がい者グループホーム等整備事業費補助金」を実施し、重度障がい者の住まいの確保に取り組んでいるところです。

- 重度の障害がある方についても地域移行が進むよう、グループホーム等の受け皿の確保・拡充は重要であるとの認識のもと、地域における受け入れ体制の整備状況を踏まえつつ、適切なサービスを受けるために、支援の度合いの高さや、利用者の特性を踏まえた必要な報酬水準が担保される報酬上の措置を検討することを国に要望してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

回 答

団体名 （ 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議 ）

（要望項目）【地域移行・地域生活に関する要求項目】

3. 精神障害者の地域移行・権利擁護について

(2) 入院者訪問支援事業の実績が思わしくない中で、この事業の有効性をどのように捉え利用者が増えていくには何が必要かを明らかにすること。

（回答）

- 入院者訪問支援事業は、市町村長の同意による医療保護入院となった患者等からの希望により、都道府県等が行う研修を修了し府が選任した支援員が、医療機関を訪問し、入院者の話を誠実かつ熱心に聴くとともに、入院中の処遇や生活に関する相談に応じるものです。
- 本事業は、事業対象者について、医療機関外の者との面会交流が途絶えやすくなることを踏まえ、訪問支援員が第三者の立場で対象者と会話を交わし、話を傾聴し、様々な思いを受け止め、対象者が自らの力を発揮できるよう、寄り添うものであり、事業の有効性としましては、対象者の孤独感や自尊心の低下、日常の困りごとなどの解消が期待されています。
- 令和6年12月に始まった本事業について、令和6年12月から令和8年3月末までの実績は、受付が56件（令和6年度18件、令和7年度38件）、訪問支援が29件（令和6年度7件、令和7年度22件）という状況です。
- より多くの方に本事業を利用していただくため、電話での受付曜日の拡充や、病院職員や市町村職員等の事業に対する理解を深め、対象となる入院患者に本事業が周知されるよう、職員向けに動画やチラシを作成するなど、利用者の増加に向けて取り組んでいるところです。併せて、本事業を利用しやすくなるように、訪問回数を年度1回までから3回までとなるよう、利用回数の拡大も行っております。
- 上記以外にも、支援を行う訪問支援員を養成するとともに、支援の質を高める機会を設けることで、支援の希望に対して適切に対応できるよう努めているところです。
- 引き続き、事業を委託している団体や実務者会議、推進会議などからご意見をいただきながら、対象者のニーズ等も踏まえ、事業の推進に向けて取り組んでまいります。

（回答部局課名）

健康医療部 保健医療室 地域保健課

回 答

団体名 （ 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議 ）

（要望項目）【地域移行・地域生活に関する要求項目】

5. 地域生活支援拠点等について

- (1) 地域での緊急ケースへの迅速な対応やアセスメント事業による地域移行の促進に向け、地域生活支援拠点機能のさらなる強化が求められるが、拠点機能が形だけのものにならないよう、各市町村で拠点コーディネーターの配置を進め、合わせて地域生活支援拠点等機能強化加算の活用についても各市町村に検討を進めること。
- (2) 各地域において緊急事例・困難事例等に対応できるよう、入所施設の受け入れのみならず、グループホームや日中事業所での緊急を含む受入れ事例を把握し、各市町村でその取り組みが実施できるよう検討を進めること。

（回答）

- 地域生活支援拠点等の整備については、令和5年3月、大阪府障がい者自立支援協議会の報告書「地域における障がい者の支援体制について」において、緊急時の受入れ・対応等の拠点に求められる機能を充実させるためには、緊急時に備えた事前登録、住民への周知・働きかけ、拠点等の運用状況の検証・検討が重要であることが示されました。
- この提言を踏まえ、地域生活支援拠点等の充実・強化を図るため、大阪府障がい者自立支援協議会基盤整備促進ワーキンググループにおいてご意見をいただき、市町村における運用状況の検証・検討の推進への取り組みを支援しているところです。
- また、各市町村を対象に実施している地域生活支援拠点等に関するアンケートにおいて、昨年度より、拠点コーディネーターの配置状況やその財源としての「地域生活支援拠点等機能強化加算」等の活用状況、入所施設に限らずグループホーム等も含めた緊急時の受入れ先となる事業所の整備状況について調査項目に追加しています。必要に応じて市町村に対しヒアリングを行い、地域生活支援拠点等の整備状況を把握することとしています。
- アンケート結果については、市町村に共有するとともに、令和3年度より市町村の意見交換会を実施し、その中でアンケートやヒアリングで把握した各機能の好事例などの情報共有を行っているところです。
- さらに、今年度からは、市町村が地域の実情に応じて取り組みを進めるための参考としていただけるよう、大阪府ホームページに「大阪府地域生活支援支援拠点等ポ

回 答

団体名 （ 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議 ）

ータルサイト」を作成し、各市町村の取組事例や拠点の運用状況の検証・検討の実施状況等を掲載し、広く周知も図っているところです。

- 今後も引き続き、地域生活支援拠点等の機能・強化に向けて、好事例や課題等の情報共有を通じて市町村への継続的な支援に取り組んでまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

回 答

団体名 （ 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議 ）

（要望項目）【地域移行・地域生活に関する要求項目】

7. 日中活動について

- (2) 生活介護では1時間刻みの報酬が導入された。障害特性による短時間利用等での配慮規定も設けられたが、精神障害等では長時間利用が困難な実情があること等をふまえ、柔軟に対応するよう、引き続き市町村に徹底していくこと。

（回答）

- 生活介護における報酬体系の見直しや、障がい特性に応じた短時間利用への配慮規定については、利用者の状況に応じた支援を進める上で重要であると認識しています。
- 国通知「介護給付費等の支給決定等について」において、市町村は、申請を行った障がい者等の障がい支援区分又は障がいの種類及び程度、当該障がい者等の介護を行う者の状況、置かれている環境、当該障がい者等の介護給付費等の受給の状況その他の主務省令で定める事項及びサービス等利用計画案を勘案して、支給の要否を決定するものとしてされています。
- 国通知等を踏まえ、個別ケースに応じ適切に判断のうえ支給決定を行うよう市町村に通知しておりますが、精神障がい等により長時間の利用が困難な方がいることも踏まえ、利用者一人ひとりの障がい特性や生活状況に応じて適切に支給決定を行い、必要な支援が柔軟に提供されるよう、引き続き市町村に対して働きかけてまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課
福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

回 答

団体名 （ 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議 ）

（要望項目）【権利の実現に関する要求項目】

1. 府の差別解消条例、差別解消取り組みについて

- (1) 府内全市町村で差別解消支援協議会が設置されるよう、また相談の人材育成や、市民への窓口周知等行うよう、市町村に強く働きかけを進めること。さらに大阪府として差別事例が複数発生している業種に対して、研修・啓発を行うこと。またその検討状況を示すこと。

（回答）

- 令和 8 年 4 月 1 日現在、障がい者差別解消支援地域協議会を設置済みの市町村は 26 市町村で、17 市町村が未設置の状況です。
- 障がい者差別解消支援地域協議会は、障害者差別解消法上、地方公共団体が組織することができるとして設置が義務付けられてはおりませんが、地域における障がいを理由とする差別に関係する様々な機関が、具体的事案の共有や協議、事案の発生防止のための取組、周知や啓発活動に関する協議等を行い、地域の実情に応じた差別の解消のための取組を主体的に行うネットワークとして機能することが期待されており、それぞれの地域で差別の解消の機運醸成を図る上で、重要な役割を担うと考えております。
- このため、市町村との情報交換会等で各市町村に設置されている障がい者差別解消支援地域協議会の取組み内容等の事例を収集し、好事例と思われる取組に関して他の市町村へ情報提供を行うなど、府の障がい者差別解消支援地域協議会を取組の参考としていただけるよう、事務局として運営の工夫を行うこと等を通じ、全市町村で設置され、求められる機能が果たされることを目標に引き続き働きかけてまいります。
- また、令和 6 年 4 月の改正障害者差別解消法の施行により、府の改正条例に続き法においても事業者による合理的配慮の提供が義務化されました。合理的配慮の提供が適切に行われるためには、まずは合理的配慮とはどのような対応なのかを、事業者も含め広く府民に対し周知・啓発を進めてまいりたいと考えています。
- 障がいを理由とする差別は、障がいのある方が生活を行うあらゆる場面で発生する可能性があります。そのため、ご指摘にあるように府が差別と分類するような相談事案が複数あった事業に関しては、同様の事案が発生する可能性があると考え

回 答

団体名 (障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議)

えられるため、未然防止の観点から当該事業を所管する部局や事業者団体等と連携しながら、引き続き研修や啓発に努めてまいります。

- 昨年度は、医療機関に関する事業者団体へ障がいを理由とする差別に関する出張講義や、旅館業法所管課と連携し宿泊事業者向けに研修を行う取組、府営住宅所管課と連携し、自治会で発生する事案を未然防止する観点から、住民へ全戸配布される便りの中に、法の趣旨や障がい理解に関して啓発を行う紙面を掲載するといった取組等を実施しました。今年度も、住宅関連事業者への出張講義を行う等の予定をしております。
- 引き続き相談対応の状況等から業界全体への啓発等が必要と判断した場合は、事業所管課や事業者団体等の協力を得て、研修や啓発物配布等の取組を進めてまいります。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

回 答

団体名 (障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議)

(要望項目)【権利の実現に関する要求項目】

2. 住宅の入居差別について

- (1) 民間賃貸住宅での障害者の入居拒否や、グループホームに対する入居拒否等の差別が続いている。障害者に対する負の意識を変えるには長い取り組みが必要であることを認識し、引き続き住宅部局と差別解消担当が連携を強め、家主・宅建業者・家賃債務保証業者・管理会社等に対し、「問題がある事例、適切な合理的配慮の事例」を示す等、啓発・研修を継続すること。また差別が発生した場合は府として調査・指導を行うなど積極的な対応を行うこと。

(回答)

- 障害者差別解消法では、障がいを理由として正当な理由なく財・サービスや各種機会を提供しないことを「不当な差別的取扱い」として差別に該当すると規定し禁止しています。このため、住宅の入居に当たっても、正当な理由なく障がいを理由に拒否することは、「不当な差別的取扱い」として差別に該当します。
- 障害者差別解消法所管課としては、これまでも都市整備部と連携し、宅建事業者や府営住宅管理センターに対し出張講義を行い、法や条例の趣旨、過去に発生した具体的な事例について示しているところです。また、大阪府障がい者差別解消ガイドラインでも、「住宅分野」として住宅に入居する場面等を整理し、家主や宅建業者、不動産管理会社等の事業者が、不当な差別的取扱いや合理的配慮の提供について理解することができるよう、具体的な事例を計 20 例示しています。
- 今後もあらゆる機会を捉え、都市整備部や事業者団体等と連携し、障がいのある人が地域で安心して生活するための基盤となる住宅の確保に関する場面で差別を受けることがないよう、出張講義やガイドラインの普及等を通じ、積極的に取り組んでまいります。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

回 答

団体名 (障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議)

(要望項目)【権利の実現に関する要求項目】

2. 住宅の入居差別について

- (1) 民間賃貸住宅での障害者の入居拒否や、グループホームに対する入居拒否等の差別が続いている。障害者に対する負の意識を変えるには長い取り組みが必要であることを認識し、引き続き住宅部局と差別解消担当が連携を強め、家主・宅建業者・家賃債務保証業者・管理会社等に対し、「問題がある事例、適切な合理的配慮の事例」を示す等、啓発・研修を継続すること。また差別が発生した場合は府として調査・指導を行うなど積極的な対応を行うこと。

(回答)

【下線部について】

- 日頃から住宅部局と福祉部局が連携し、府、市町村、家主や宅建業者等で構成する会議などあらゆる機会をとらえ、周知・啓発を行っています。
- 具体的には、建築振興課が宅地建物取引業者向けに作成した、人権問題の理解と認識を深めるための「知っていますか？宅地建物取引業とじんけん」や、府の居住支援協議会である Osaka あんしん住まい推進協議会が作成した、高齢者等の入居に不安を感じる家主・不動産事業者向けのアドバイスを紹介する「知ってあんしん高齢者等円滑入居のための15のアドバイス」等のパンフレットを活用し、周知・啓発を行っています。
- 今後も引き続き、家主等に対する啓発に取り組んでまいります。

【太字部について】

- 宅地建物取引業者向けの研修会において、福祉部の担当者がグループホームの制度や、障がい者を理由とする差別の解消の推進について説明する時間を設け、当該事業者に対する啓発に努めています。また、当課が作成する「知っていますか？宅地建物取引業とじんけん」を活用し、障がい者であるという理由だけで賃貸住宅の入居申込みを断ることが宅地建物取引業法上の指導対象であることを周知し、「宅地建物取引業法に基づく指導監督基準」の遵守を求めています。あわせて、「大阪府障がい者差別解消ガイドライン」における住宅分野の合理的配慮の事例を周知しているところです。
- 今後も宅地建物取引業者に対する周知・啓発に取り組むとともに、事業者による入居差別事案が生じた場合は、指導監督基準に基づいて適正に指導を行ってまいります。

(回答部局課名)

都市整備部 住宅建築局 居住企画課

都市整備部 住宅建築局 建築指導室 建築振興課

回 答

団体名 (障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議)

(要望項目)【権利の実現に関する要求項目】

4. 障害者の所得保障について

- (2) 障害基礎年金は、約 40 年前の障害福祉年金からの変更以降、抜本的な改正はされておらず、基礎年金で障害者の生活を支えるのは不十分な状態が続いている。国に対して、適正な認定とともに、対象範囲の拡大等含めた改正・増額を求めていること。

(回答)

- 障害年金は病気や事故によって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、生活を支えるために支給される年金であり、現役世代の方も含めて受け取ることができる所得保障を目的とする年金です。
- 府としても、これまで障害基礎年金の増額など国へ要望しているところであり、所得保障制度の充実を図るため、引き続き国に働きかけてまいります。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

回 答

団体名 （ 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議 ）

（要望項目）【交通・まちづくりに関する要求項目】

1. 駅ホームの安全な利用、無人駅への対策検討について

(3) 時間帯を含む駅無人の情報を公表している事業者は少なく、障害者は時間通りの移動ができず、生活に支障をきたしている。鉄道事業者へ早急に Web 等で無人時間帯の公表を行うよう、働きかけること。

（回答）

○ 府内の鉄道駅における駅員の配置状況については、防犯上の理由等やむを得ない場合を除き、鉄道事業者のホームページに掲載されているところであり、府のホームページからも確認できるよう鉄道事業者のホームページへのリンクを設定したところです。

○ 引き続き、さらなる利用者の安全性・利便性が確保されるよう、「大阪府重点整備地区バリアフリー推進連絡会議」等の場を通じて、いただきましたご意見について、鉄道事業者に共有してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

都市整備部 交通戦略室 交通計画課

都市整備部 住宅建築局 建築環境課

回 答

団体名 （ 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議 ）

（要望項目）【交通・まちづくりに関する要求項目】

1. 駅ホームの安全な利用、無人駅への対策検討について

(4) 第4次バリアフリー整備目標で、2030年までに4000番線のホーム柵設置及びホームと車両の隙間・段差解消が示された。今後進められるこれら事業に、JR「森之宮」駅等、障害者利用が多い駅が優先されるよう、配慮されたい。

（回答）

○ 大阪府では、平成23年度に地元市と協調して国と同等の補助を行う補助制度を創設し、可動式ホーム柵整備の促進に努めてきたところです。

○ 大阪府および大阪市、堺市、主要な鉄道事業者で構成する「可動式ホーム柵整備事業に関する連絡調整会議」において、可動式ホーム柵の今後の取組みの方針などをまとめた「大阪府内の駅ホームにおける安全性向上の取組みについて」を令和8年4月に改定し、従来指標としてきた利用者数による駅単位での整備に加え、転落および接触事故の発生状況、鉄道駅の構造および利用実態、地域の実情等を勘案し、優先度が高いホームでの整備促進を図ることとしております。

○ なお、JR 森ノ宮駅についても、駅ホームにおける安全性向上が図られるよう、引き続き、JR 西日本に対し、可動式ホーム柵の設置を働きかけてまいります。

（回答部局課名）

都市整備部 交通戦略室 鉄道推進課

回 答

団体名 (障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議)

(要望項目)【交通・まちづくりに関する要求項目】

1. 駅ホームの安全な利用、無人駅への対策検討について

(5) 万博の取り組みで高い評価があった shikAI(シカイ)、NaviLens (ナビレンス) について、交通機関の安全な利用に資する設備として、試験導入を検討するように各鉄道事業者働きかけること。

(回答)

○ 本府では、設計者や施設管理者向けのバリアフリー化の指針として公表している「福祉のまちづくりのための施設整備バリアフリーガイドライン」(以下「バリアフリーガイドライン」という。)に建築物にかかる改修・改善事例を掲載しています。

○ また、府域全体でより高い水準でのバリアフリー化が進むよう、令和8年3月改訂後のバリアフリーガイドラインには、大阪・関西万博で先導的に展開されたバリアフリー基準や取組を反映し、ナビレンスや shikAI といった IT 技術を活用した案内誘導などの取組を参考事例として掲載しています。

○ いただいたご意見につきましては、「大阪府重点整備地区バリアフリー推進連絡会議」等の場を通じて、鉄道事業者に共有してまいります。

(回答部局課名)

都市整備部 住宅建築局 建築環境課

都市整備部 交通戦略室 交通計画課

回 答

団体名 （ 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議 ）

（要望項目）【交通・まちづくりに関する要求項目】

2. 大阪府福祉のまちづくり条例（以下「府条例」）関係

- (3) 府条例改正・ガイドラインの周知を図り、府有施設及び府外郭団体所有・管理施設において、車いすトイレへの介護ベッド、フラッシュライトの設置、府営住宅における車椅子駐車場の設置、劇場、スタジアム、ドームなどのスポーツ施設等におけるカームダウン・クールダウン・センサーリールームの設置、サイトライン等が確保された車椅子席の整備を図ること。整備にあたっては、新築についてはもちろんのこと、既存建築物についても計画的に整備を進めること。なお、市町村においても率先垂範し推進するよう依頼すること。

（回答）

※下線部について回答

- 府条例やバリアフリーガイドラインの基準や考え方を広めていくためには、施設を設計する設計者、運営する事業者、行政機関などの関係者に幅広く周知し、理解を促すことが重要と認識しており、ホームページでの情報発信や設計者向け、事業者向けの講習会等を実施するなど、引き続き周知に努めてまいります。
- とりわけ府有施設や市町村施設などの公共施設においては、府条例やバリアフリーガイドラインを踏まえた整備が進むよう、これまでも関係部局や市町村と情報共有を行い、取組を進めているところですが、継続的に周知や研修を行うなど、引き続き施設のバリアフリー化に努めてまいります。

※波線部について回答

- 建替えにより新築する府営住宅においては、改正条例の内容を踏まえ、車椅子用駐車場を整備してまいります。
- 既存の府営住宅においては、MAI ハウス用駐車区画などの車椅子用駐車場を設置しておりますが、すべての住宅に設置されているわけではないため、条例の趣旨等を踏まえ、駐車場に一定の空き区画がある住宅においては、自治会など地域の方から要望があった住宅から優先的に、車椅子駐車場の設置を進めてまいります。

（回答部局課名）

都市整備部 住宅建築局 建築環境課（下線部について回答）

都市整備部 住宅建築局 住宅経営室 施設保全課（波線部について回答）

回 答

団体名 （ 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議 ）

（要望項目）【交通・まちづくりに関する要求項目】

2. 大阪府福祉のまちづくり条例（以下「府条例」）関係

(5) 万博を機に整備された各バリアフリー情報サイト（おおさかユニバーサルデザインマップ、鉄道のバリアフリー情報、ホテル・旅館のバリアフリー情報、ユニバーサルツーリズム情報サイトなど）について、引き続きの充実を図ること。

（回答）※下線部について回答

- 大阪観光局ホームページ内で、ユニバーサルツーリズムの専用ページを設け、ポータルサイトとして、関連する外部サイトへのリンク機能を充実させるとともに、合計で約 80 の宿泊施設や観光施策等のバリアフリー情報について、写真を活用するなど情報発信に努めてきたところです。
- さらには、これまでバリアフリー視点でのモデルコースを5つ造成し、HP 上で情報発信するなど充実を図ってきました。
- そして、昨年度は、大阪・関西万博に関連したユニバーサルツーリズムのイベント情報の発信や新たな施設情報の追加などに取り組みしました。
- 令和 8 年度も引き続き、関連機関と連携しながら、関連イベントや施設等の情報発信をするなど、ユニバーサルツーリズムの啓発・機運醸成を図るとともに、利用される方にとってより分かりやすい情報発信などに努めてまいります。

（回答部局課名）

府民文化部 都市魅力創造局 企画・観光課

回 答

団体名 （ 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議 ）

（要望項目）【交通・まちづくりに関する要求項目】

2. 大阪府福祉のまちづくり条例（以下「府条例」）関係

(5) 万博を機に整備された各バリアフリー情報サイト（おおさかユニバーサルデザインマップ、鉄道のバリアフリー情報、ホテル・旅館のバリアフリー情報、ユニバーサルツーリズム情報サイトなど）について、引き続きの充実を図ること。

（回答）※下線部について回答

○ 本府では、高齢者、障がい者など配慮を要する方々が、利用できる施設を探しやすい、選びやすい環境を整備するため、宿泊施設や駅、公共施設等のバリアフリー情報を一元的に地図上で発信する「おおさかユニバーサルデザインマップ」を令和8年3月に開設したところです。

○ 引き続き、バリアフリー情報の発信、充実に向けて取組を進めてまいります。

（回答部局課名）

都市整備部 住宅建築局 建築環境課（下線部について回答）

回 答

団体名 （ 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議 ）

（要望項目）【交通・まちづくりに関する要求項目】

3. 府営公園のバリアフリーについて

- (2) 公園の官民連携事業においては、役割分担と連携を明確にしてバリアフリー化が後退しないようにすること。とりわけ再整備される久宝寺公園プールは、障害者が利用しやすいものとなるよう、引き続き障害者との意見交換の場を設け設計段階から障害者の意見を反映すること。

（回答）

- 府営公園では、公園の管理運営に指定管理者制度を導入し、施設の維持管理や運営を行っています。バリアフリー化等の施設の小規模な修繕は指定管理者が、更新などの大規模改修については府がそれぞれ実施することとし、その役割分担については「府営公園管理要領」にて定めています。
- 令和6年度に久宝寺緑地の PFI 事業の落札者が決定し、事業者と協議しながら貴団体の意見を聞いて設計をまとめ、現在、今夏のプール営業終了後の工事着手に向け、久宝寺緑地プールの施工内容の精査をしているところです。
- プールの再整備にあたっては、引き続き、貴団体を始め関係者の皆様のご意見を頂きながら、だれもが使いやすい施設整備や管理運営に取り組んでいきます。

（回答部局課名）

都市整備部 公園課

回 答

団体名 (障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議)

(要望項目)【交通・まちづくりに関する要求項目】

3. 府営公園のバリアフリーについて

(3) 全ての公園施設において、当事者参画・評価の仕組みづくりを行うこと。

(回答)

○ 府営公園の施設については、大阪府福祉のまちづくり条例等に適合するよう整備・改修を進めており、令和5年度は貴団体のご協力のもと、「誰もが楽しめる遊具広場の整備に関する配慮事項(案)」について、整理をしました。

○ 引き続き、適宜意見交換の場を設けるなど情報交換を行い、貴団体と共に誰もが使いやすい公園づくりをめざしてまいります。

(回答部局課名)

都市整備部 公園課

回 答

団体名 （ 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議 ）

（要望項目）【教育・保育に関する要求項目】

2. 義務教育段階の支援等について（小中学校）

- (1) 障害のある児童生徒が地域の学校で学びやすくなるよう「市町村医療的ケア等実施体制サポート事業」を更に拡充し、市町村教委へ通学支援補助等に活用するよう働きかけるとともに予算増に努めること。

（回答）

- 地域の小・中学校等に在籍する障がいのある児童生徒の通学支援に関しましては、市町村による移動支援事業等の活用や、教育委員会による通学支援事業等が実施されているところです。
- 府教育庁としましては、府立学校における医療的ケア通学支援事業の状況も踏まえながら、地域の小・中学校で「ともに学び、ともに育つ」教育がより一層充実するよう、府独自の事業である「市町村医療的ケア等実施体制サポート事業」を実施しています。
- 本事業では、市町村立の小・中学校等に通う医療的ケア等の障がいのある児童生徒のために、市町村教育委員会が行う通学支援に係る経費の一部について補助を行っています。具体的には、通学のための車両に係る経費や通学時のガイドヘルパー等の活用に係る経費に対し補助を行っており、今年度は、府内 19 市町から申請がありました。
- 引き続き、本事業の活用事例を周知するとともに、指導主事会等において本事業の積極的な活用について、働きかけを行ってまいります。

（回答部局課名）

教育庁 教育振興室 支援教育課

回 答

団体名 (障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議)

(要望項目)【教育・保育に関する要求項目】

3. 医療的ケアが必要な児童・生徒について(小中学校)

- (1) 医療的ケアが必要な児童生徒が、親の付添いなしで学校教育全ての活動(授業・校外活動・放課後活動等)に参加できるよう、また原学級での学びを希望する場合、支援学級籍であっても、文科省通知の影響を受けることなく原学級で学べるよう、市町村教委を指導助言すること。

(回答)

- 大阪府においては、すべての幼児・児童・生徒が「ともに学び、ともに育つ」教育を基本とし、その可能性を最大限に伸ばし、将来、自らの選択に基づき地域で自立した生活を送ることが出来るよう、一人ひとりの障がいの状況に応じた教育を進めています。
- 府教育庁では、医療的ケアの必要な児童生徒が全ての教育活動において、周囲の児童生徒とともに学ぶことができているかという観点で、市町村や小・中学校の取組みを把握するとともに、保護者の付き添いの状況についても実態把握に努めています。
- 今後も、市町村へのヒアリングや学校訪問等を通じて先進的な取組みを収集し、「市町村医療的ケア実践報告会」や、市町村が参加する「医療的ケア連絡会」等において、看護師配置の改善例の共有化や校外学習や宿泊学習を含む取組みの好事例についての事例研究をすすめるなど、府内全体の取組みの充実に向け、市町村教育委員会への発信に努めてまいります。
- また、府教育庁としましては、個々の障がいの状況や心身の発達等に応じた指導が適切に実施され、すべての子どもの学びが保障されることが重要と考えています。
- 支援学級に在籍する児童生徒に必要な「特別の教育課程」が適切に編成・実施されているか等、ヒアリングや学校訪問等を通じて把握に努めるとともに、一人ひとりの教育的ニーズに、最も的確に応える指導を提供できるよう、市町村教育委員会に対する指導・助言に努めてまいります。

(回答部局課名)

教育庁 教育振興室 支援教育課

回 答

団体名 (障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議)

(要望項目)【教育・保育に関する要求項目】

3. 医療的ケアが必要な児童・生徒について(小中学校)

- (2) 医療的ケアが必要な児童生徒が在籍する学校で、全職員対象の医療的ケア研修を行うよう市町村教委を指導すること。また緊急時・災害時への備えも含め、医療的ケア実施者を増やすために、教員・支援員等、学校関係者が「府教育庁が実施する第三号研修」に参加できるようにすること。

(回答)

- 医療的ケアが必要な児童生徒が在籍する学校においては、医療的ケアの必要な児童生徒一人ひとりについての理解を深める必要があると認識しています。
- きめ細かな対応が校内全体で一層推進されるよう、緊急時や災害時の対応等も含めた医療的ケア研修の実施について、引き続き市町村教育委員会を指導してまいります。
- 府教育庁としましては、各市町村教育委員会において実施される第三号研修等の取組みに必要な情報の提供に努めてまいります。

(回答部局課名)

教育庁 教育振興室 支援教育課

回 答

団体名 (障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議)

(要望項目)【教育・保育に関する要求項目】

5. 障害のある生徒の高校問題 ～ 入学以前について

- (2) 高校授業料の無償化が進み、障害のある生徒も私立を希望するケースも出てきている。進学相談時の不適切な対応や、入試の合理的配慮やそれに向けた建設的対話が不十分であることは、障害者の権利侵害であることを認識し、私学への指導助言等を継続すること。

(回答)

- 私立学校においても、お示しのような障がい理由とする不当な差別的取り扱いはあってはならないものであると認識しています。
- 私学課としては、私立学校の校長が集まる校長会等で、合理的配慮の説明を行っており、障がいのある生徒が私立学校を受験する際には、必要な措置を講じるよう、私学団体を通じて私立学校に要請しているところです。
- 今後とも、私立学校への進学を希望する生徒が、障がいがあるという理由のみで、進学機会を失うことのないよう、必要な配慮等について私学団体を通じて私立学校に要請してまいります。

(回答部局課名)

教育庁 私学課

回 答

団体名 （ 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議 ）

（要望項目）【教育・保育に関する要求項目】

6 障害のある生徒の高校問題～入学後について

(2) 医療的ケアが必要な生徒の入学に際し、看護師配置を早急に行う仕組み等を検討し、入学式から学校に通え、授業が受けられるようにすること。

また、設備上の問題があっても、車いす等を利用する障害者が他の生徒と一緒に場で学べないことが起きないように、様々な合理的配慮を行うことを、学校に伝えること。

（回答）

○ 府教育庁としては、「障がいのある生徒の高校生活支援事業」において、医療的ケアの必要な生徒が在籍する学校に看護師を措置するなどの支援を行っております。

○ また、施設・設備等についても、スロープの設置をはじめ、トイレの改修や支援機器等の整備に努めているところです。

○ 引き続き、障がいのある生徒が安心して学校生活を送れるよう、一人ひとりの障がいの状況をふまえ、適切な支援の充実を図ってまいります。

（回答部局課名）

教育庁 教育振興室 高校改革課

回 答

団体名 （ 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議 ）

（要望項目）【教育・保育に関する要求項目】

6. 障害のある生徒の高校問題～入学後について

(3) 校外学習や修学旅行などにおいて、障害があるが故に必要となる、リフト付きバスやヘルパー等については、本人・家族負担とせず、教育庁として負担するよう検討し結論を出すこと。また医療的ケアだけでなく、府立高校に通学支援が必要な生徒への対応を検討すること。

（回答）

○ 大阪府においては、すべての幼児・児童・生徒が「ともに学び、ともに育つ」教育を基本として、一人ひとりの障がいの状況に応じた教育を推進してまいりました。

○ 修学旅行等を実施するに当たっては、生徒の健康安全に配慮するとともに、費用負担にも留意して指導計画を作成することとしています。

○ また、府立高校における通学については、自主的な通学が困難な場合、介護タクシー等の送迎について敷地内への乗り入れの配慮等を行っているところです。

○ 今後とも、国の動向等を注視しながら、障がいのある生徒一人ひとりの状況を踏まえ、入学した学校で安心して学校生活が送れるよう努めてまいります。

（回答部局課名）

教育庁 教育振興室 高校改革課

教育庁 教育振興室 高等学校課